

平成25年10月21日、第8回県・政令指定都市サミット（G3）において、静岡県、静岡市、浜松市は、地方自治の新たな可能性を拓き、「内政のフロンティア」としての意義を有する“しずおか型特別自治市”制度骨子を取りまとめ、3首長による合意をしました。

“しずおか型特別自治市”制度の概要

静岡県、静岡市及び浜松市の主な特性

- ・広域性と多様性ある「**国土縮図型**」都市
- ・政令指定都市**移行を目指した大規模合併実現**
- ・静岡県＝権限移譲法律数**日本一**
- ・圏域の拠点都市として**積極的な広域連携**を推進
- ・県と両市が強固な**連携と改革**の意思共有

「しずおか型」の意義 ～内政のフロンティア～

- ① “**地方自治**”のフロンティア
→道州制を視野に入れた全国の意欲ある自治体にとっての「**モデル**」創設
- ② “**地域連帯**”のフロンティア
→広域連携の「**核**」強化で地域の連帯を創出
- ③ “**地方行革**”のフロンティア
→**二重行政解消**で効率的・効果的な地方行政体制を実現

“しずおか型特別自治市”のポイント

- ① **事務権限** : 警察事務（道路交通行政以外）等の真に広域的な事務を除く**地方**が担うべき**事務を担当**。特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないよう必要に応じて措置。
- ② **税財源** : 市域内の全ての**地方税**を特別自治市が**賦課徴収**。道州制下では事務配分に応じ再配分。警察事務等は事務配分に応じて負担。特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスへの影響が生じるときは必要な財政調整。
- ③ **自治構造等** : 簡素な行政組織のもと地域の实情に応じ**区**の**設置**や**都市内分権**を実施。**住民参加**手続や**住民代表**機能等も**実態**に即した形で**整備**。
- ④ **広域連携** : **圏域**全体の**発展**に向け、連携の**核**として近隣市町村や都道府県と**一層**の広域連携を**推進**。